

症状に応じた登園基準について

登園基準については、厚生労働省の「保育所における感染症対策ガイドライン」に沿った対応といたします。
下記の基準を守って登園してください。

(1) 発熱の場合

登園を控えるのが望ましい場合	保育が可能な場合	保護者に連絡をします
・ <u>24 時間以内に 38℃以上の熱が出ていた。</u> ・ <u>24 時間以内に解熱剤を使用して</u> <u>いる。</u> ・ 朝から 37.5℃を超えた熱とともに元気がなく、機嫌が悪い。 ・ 食欲がなく朝食、水分が摂れていない。	・ 前日 38℃を超える熱が出ていない ・ 熱が 37.5℃以下で元気があり、機嫌がよく顔色がよい。 ・ 食事や水分が摂れている。 ・ 発熱を伴う発しんが出ていない。 ・ 排尿の回数が減っていない。 ・ 咳や鼻水を認めるが、増悪していない。 ・ 24 時間以内に解熱剤を使っていない。 ・ 24 時間以内に 38℃以上の熱は出ていない。	・ 38℃以上の発熱がある (園では 37.5℃以上で連絡します) ・ 元気がなく機嫌が悪い。 ・ 咳で眠れず目覚める。 ・ 排尿回数がいつもより減っている。 ・ 食欲なく水分がとれない。 ※熱性けいれんの既往児が 37.5℃以上の発熱があるときは医師の指示に従う。

(2) 下痢の場合

登園を控えるのが望ましい場合	保育が可能な場合	保護者に連絡をします
・ 24 時間以内に 2 回以上の水様便がある。 ・ 食事や水分を摂ると下痢がある。 ・ 下痢に伴い体温が平熱より高め。 ・ 朝、排尿がない。 ・ 機嫌が悪く、元気がない。 ・ 顔色が悪く、ぐったりしている。	・ 感染のおそれがないと診断されたとき。 ・ 24 時間以内に 2 回以上の水様便がない。 ・ 食事や水分を摂っても下痢がない。 ・ 発熱が伴わない。 ・ 排尿がある。	・ 食事や水分を摂ると刺激で下痢をする。 ・ 腹痛を伴う下痢がある。 ・ 水様便が 2 回以上みられる。

(3) 嘔吐の場合

登園を控えるのが望ましい場合	保育が可能な場合	保護者に連絡をします
・ 24 時間以内に 2 回以上の嘔吐がある。 ・ 嘔吐に伴い、いつもより体温が高めである。 ・ 食欲がなく水分もほしがらない。 ・ 機嫌が悪く、元気がない。 ・ 顔色が悪く、ぐったりしている。	・ 感染のおそれがないと診断されたとき。 ・ 24 時間以内に 2 回以上の嘔吐がない。 ・ 発熱がみられない。 ・ 水分摂取ができ食欲がある。 ・ 機嫌がよく元気である。 ・ 顔色が良い。 ・ いつもと同じ量の排尿がある。	・ 咳を伴わない嘔吐がある。 ・ 元気がなく機嫌、顔色が悪い。 ・ 2 回以上の嘔吐があり、水を飲んでも吐く。 ・ 吐き気がとまらない。 ・ お腹を痛がる。 ・ 下痢を伴う。

(4) 咳（せき）の場合

登園を控えるのが望ましい場合	保育が可能な場合	保護者に連絡します
・夜間に咳のため起きてしまう。 ・ゼイゼイ音、ヒューヒュー音や呼吸困難がある。 ・呼吸が速い。 ・少し動いただけで咳が出る。 ・元気がなく、機嫌が悪い。 ・食欲がなく、朝食、水分が摂れていない。	・咳で起きてしまうことがない。 ・ゼイゼイ音、ヒューヒュー音はしない。 ・発熱はない。 ・動いても咳はでない。 ・水分摂取ができ食欲がある。	・咳があり眠れない。 ・ゼイゼイ音、ヒューヒュー音がある。 ・少し動いただけでも咳が出る。 ・咳とともに嘔吐が2回以上ある。

(5) 発疹の場合

登園を控えるのが望ましい場合	保育が可能な場合	保護者に連絡します
・発熱とともに発疹がある。 ・感染症が疑われ、医師より登園を控えるよう指示されたとき。 ・口内炎のため食事や水分が摂れない。 ・発疹が顔面にあり、患部を覆えない。 ・浸出液が多く他児への感染の恐れがある。 ・かゆみが強く、手で患部を掻いてしまう。	・受診の結果、感染のおそれがないと診断されたとき。	・発疹が時間とともに増えたとき。 ・発熱とともに発疹があるとき。 * 食物摂取後に発疹が出現し、腹痛・嘔吐・息苦しさ等が出現した時は、食物アレルギーによるアナフィラキシー症状の可能性を疑い、保護者連絡とともに至急受診をする必要があります。

令和7年4月